



平成 29 年 5 月 12 日

中小企業のお客さま・住宅ローンのお客さまからの条件変更等の申込に対する実施状況について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、中小企業金融円滑化法（平成 25 年 3 月 31 日にて終了）が施行された平成 21 年 12 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日までの貸付条件の変更等の実施状況を取りまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

なお、当該実施状況の概要は以下のとおりです。

1. 中小企業のお客さまに対する貸付条件変更実施状況

当行は、財務諸表などの情報だけでなく事業性貸出先全先訪問および面談を通じて、地域やお客さまの特性および事業の実態把握に真摯に取り組み、出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

※平成 21 年 12 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日までの申込状況

●累計申込債権件数、金額	58,258 件	1,063,610 百万円
上記の内実行件数、金額	56,440 件	1,037,605 百万円

2. 住宅ローンのお客さまに対する貸付条件変更実施状況

当行は、お客さまの財産および収入の状況の実態把握に真摯に取り組み、出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

※平成 21 年 12 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日までの申込状況

●累計申込債権件数、金額	1,789 件	21,275 百万円
上記の内実行件数、金額	1,476 件	17,325 百万円

以 上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための条件変更等の申込に対する実施状況

平成29年5月12日

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日をもって期限が到来いたしました。筑波銀行は従来と同様に金融の円滑化対応を行っております。その実施状況は以下の通りです。

1. 中小企業のお客さまへの実施状況

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (i + ii)	法 施 行 日 ~ 平成28年9月30日	55,913	1,022,614	98	1,409	54,158	998,619	724	12,743	933	9,842
	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	58,258	1,063,610	115	2,943	56,440	1,037,605	733	12,952	970	10,109
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権 (i)	法 施 行 日 ~ 平成28年9月30日	21,014	717,308	43	873	20,439	703,136	246	8,097	286	5,202
	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	21,913	747,064	62	2,455	21,300	731,003	250	8,270	301	5,336
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権 (ii)	法 施 行 日 ~ 平成28年9月30日	34,899	305,305	55	536	33,719	295,483	478	4,646	647	4,640
	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	36,345	316,545	53	488	35,140	306,602	483	4,682	669	4,773

2. 住宅ローンのお客さまへの実施状況

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	法 施 行 日 ~ 平成28年9月30日	1,745	20,816	9	66	1,432	16,891	136	1,680	168	2,180
	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	1,789	21,275	5	60	1,476	17,325	135	1,674	173	2,210